

2026 年 7 月 3 日

神戸市こども家庭局こども家庭支援課

神戸市における産後ケア事業利用者の特性の研究

神戸市は、国が予算事業として創設した 2014 年度に、兵庫県内で初めて産後ケア事業を開始しました。以降、利用日数、対象月齢の拡充や利用者の自己負担額の減免など、制度の拡充を図ってきました。2023 年度には、国が対象者を「産後ケアを必要とする者」に見直したことを受け、本市でも対象要件を緩和し、電子申請を導入するなどユニバーサルな事業としてより利用しやすい体制を整備したこともあり、近年利用者数が急増しています。

本研究は、神戸市の母子保健事業（妊娠届出、産婦健診、新生児訪問、乳児健診）のデータと産後ケア事業（宿泊・通所型）の利用データを連結し、対象者の特性を分析することにより、保健師が行う支援における効果的なアプローチを検討することを目的とします。

以下に研究の概要を公開いたします。本研究は、母子保健事業の向上を目的として実施するものであり、ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 研究課題

神戸市における産後ケア事業利用者の特性の研究

2. 研究の目的

本研究の目的は、神戸市の母子保健事業（妊娠届出、産婦健診、新生児訪問、乳児健診）のデータと産後ケア事業（宿泊・通所型）の利用データを連結し、対象者の特性を分析することです。本研究の成果は、今後の保健師支援における効果的なアプローチを検討する資料とします。

3. 研究の対象

2023 年 12 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日の間に出生し、神戸市母子保健事業の情報があある児とその母を分析対象とします。

4. 研究の方法

神戸市母子保健事業および産後ケア事業（宿泊・通所型）の既存情報のみを用います。産後ケア事業のデータに基づき、産後ケア事業利用歴の有無で対象者を 2 群に分類し、2 群間で母子保健情報を比較します。加えて、統計学的分析手法を用いて産後ケア事業利用に関連する因子を検討します。

5. 個人情報の保護

氏名等の個人を直接特定しうる情報は、分析用データには含まれないため、個人情報を分析に用いることはありません。また、研究結果は対象集団の統計データとして報告されるため、研究成果を学術集会又は学術雑誌で発表する場合も、個人情報が公開されることはありません。

6. 研究に用いる情報の種類

母子保健事業の下記のような情報を使用します。

- ・妊娠届出票の記載内容（妊娠週数、妊娠・分娩歴、喫煙、等）
 - ・産婦健康診査受診券の記載内容（こころの健康チェックアンケートの得点、等）
 - ・新生児訪問指導票の記載内容（出生体重、分娩時の異常、うつ尺度の得点、等）
 - ・4か月児健診帳票の記載内容（育児環境、家族のサポート、うつ尺度の得点、等）
- 産後ケア事業（宿泊・通所型）の下記のような情報を使用します。
- ・産後ケア事業利用歴の有無、利用日

7. 予定研究期間

研究実施許可日から 2030 年 3 月 31 日

8. 母子保健情報の利用または提供を開始する予定日

2026 年 8 月 21 日

9. 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況研究の資金源

本研究は、資金を必要としません。

研究責任者及び共同研究者は、本研究に関して開示すべき資金的利益相反はありません。

10. 研究組織

- ・研究機関
神戸市こども家庭局 医務担当部長 三品浩基（研究実施責任者）
神戸市こども家庭局家庭支援課 医務担当課長 永井貞之
神戸市こども家庭局家庭支援課 母子保健担当課長 小澤恵
神戸市こども家庭局家庭支援課 母子保健担当係長 磯田麻美
神戸市北神区役所保健福祉課 保健担当係長 谷杏奈
神戸市こども家庭局家庭支援課 母子保健担当 清水友理香
- ・情報の管理責任者
研究機関の長：神戸市長 久元 喜造

11. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。また、母子保健情報が本研究に用いられることについてご了承いただけない場合には研究対象から除外することができます。その場合でも神戸市の母子保健事業に関する不利益が生じることはありません。（ただし、分析による統計データがすでに公表されている場合等、除外に応じられないことがあります。）

（連絡先）

神戸市こども家庭局こども家庭支援課母子保健担当
住所 神戸市中央区加納町 6-5-1
電話 078-322-6513